

益田市共同募金委員会 助成要綱 一般募金

(目的)

第1条 この要綱は、誰もが住みなれた地域で支えあい安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、地域を良くしていこうと活動するボランティア団体や福祉団体を応援するため、益田市共同募金委員会（以下「本会」という。）が行う助成に関し、その基準や手続きについて定める。

(助成対象)

第2条 助成対象団体は、益田市内に拠点があり活動をする下記の団体とし、共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動にみずから積極的に参画、推進する団体とする。

- (1) 地域福祉推進に取り組む、または始めようとする社会福祉法人、NPO法人、地域の団体・ボランティアグループ等。
- (2) 福祉意識の啓発・向上等、社会福祉の増進を主たる目的として活動する、高齢者、障がい者、児童・青少年、母子寡婦等の当事者あるいは関係者で構成された福祉団体。

(助成対象事業)

第3条 助成対象となる事業は、益田市内の地域福祉推進を目的とし、誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与する事業とし、募金活動を行った翌年度に行う事業とする。

2 前項に掲げる事業であっても、次の各号の1つに該当するものは助成しない。

- (1) 国または地方公共団体が経営し、またその責任に属するとみなされる事業
- (2) 設立開始後満1ヶ年を経過しない団体が行う事業。ただし、必要性が認められる場合はこの限りではない。
- (3) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の互助共済を主目的とする団体等、社会福祉的な性格の明らかでない事業
- (4) 社会福祉を目的としても、政治、宗教、組合等の手段として行う事業
- (5) 営利のために行っているときみなされる事業
- (6) 助成金以外の収入が期待でき、これによって当該事業が実施できる事業
- (7) 助成に対する効果が期待できない事業
- (8) 他の助成金制度等の活用をもって実施することが適当と認められる事業

(助成対象経費)

第4条 助成対象となる経費は、以下に掲げるものとする。

- | | | | |
|-----------|--------------|-------------|------------|
| (1) 講師謝金 | (2) 旅費交通費 | (3) 会議費 | (4) 物品・材料費 |
| (5) 食材料費 | (6) 機材等借り上げ料 | (7) 車両借り上げ料 | (8) 消耗品費 |
| (9) 通信運搬費 | (10) 委託費 | (11) 損害保険料 | (12) 印刷製本費 |

(助成限度額)

第5条 助成金は、島根県共同募金会から本会に助成された共同募金B助成とする。

- 2 助成金限度額は1事業30万円以内とする。また1団体が複数の事業申請をする場合の申請総額を30万円以内とする。ただし全市にわたる広域な活動であり、かつ相当数の市民の福祉に資すると認められる事業については、前記の限度額を超えて特に助成を認める場合がある。
- 3 助成額は総事業費の4分の3（75%）以内とする。（益田市社会福祉協議会の申請事業は除く）ただし、助成額が10万円以下の場合には、10分の10（100%）であっても可とする。
- 4 助成の継続は、原則として3年間を限度とする。（益田市社会福祉協議会の申請事業は除く）ただし、相当数の市民の福祉に資すると認められる事業については、前記の期間を超えて特に認める場合がある。

(助成申請)

第6条 助成を受けようとするものは募集期間までに、別に定める助成申請書【様式第1号】と必要な書類を添付し、本会まで提出をする。

(審査)

第7条 本会の会長は助成申請があったときには、必要に応じて調査を行い審査委員会に諮ったうえで、助成の可否について決定し、申請団体に「助成金審査結果通知書」【様式第2号】を送付する。

(助成額の決定)

第8条 助成団体への助成金の決定は、島根県共同募金会から、本会へ助成額の承認があつてから、「助成金決定通知書」【様式第3号】により通知するものとする。

(交付申請)

第9条 助成団体は前項の通知を受け、助成金を受けようとするときは、別に定める「助成金交付申請書」【様式第4号】を本会（本会長）あてに提出するものとする。

(助成金の交付)

第10条 本会は第9条による「助成金交付申請書」を受理した場合は、その内容が適正であることを確認のうえで助成金を送金する。

(助成事業の変更)

第11条 助成決定後、やむを得ない理由により事業を変更したいときには、事前に「助成事業変更承認申請書」【様式第5号】を提出して本会（本会長）の承認を得なければならない。

(事業完了報告)

第12条 助成団体は、助成事業完了後直ちに「助成事業完了報告書」【様式第6号】に支出を証明する書類を添付して、本会に提出しなければならない。

2 本会は必要があると認めるときは、助成団体に対し調査を行うことができる。

(助成金の経理)

第13条 助成団体は、助成金の使途及び経理について内容を明らかにしておかなければならない。また、本会及び島根県共同募金会が要求するときは必要な記録及び諸帳簿を提示するものとし、監査を拒むことはできない。

(使途報告)

第14条 助成団体は、助成金の使途に関し、住民への周知を図るよう努めなければならない。

(助成の取消)

第15条 本会は、助成団体が本要綱に違反した時及び次の項目に1つでも該当する時は、助成金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 経理状況が極めて不良と認めたもの
- (2) 経営上不都合があると認められるもの
- (3) 助成事業の一部休止又は廃止したもの
- (4) 助成金を使途事業以外に使用したもの
- (5) 事実と相違した助成申請又は使途報告を行ったとき
- (6) その他本会の指示に従わなかった場合、又は本会が不相当と認めた場合

(助成物件の管理期間)

第16条 助成事業により取得した物件及び関係書類の管理期間は、助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間とする。

附 則

1. この要綱は平成25年3月15日より施行する。